

町 村 長

町村議会議員

立候補者の皆様へ

## 選挙葉書のご案内

### 箕輪町議会議員一般選挙

選挙期日の告示日 令和5年4月18日(火)

選挙期日(投開票日) 令和5年4月23日(日)

#### まえがき

この案内は、町議会議員選挙に立候補される方が公職選挙法第14条の定めにより、選挙運動のための通常葉書をご利用されるに当たり、選挙運動用通常葉書の交付手続、差出方法、その他ご利用に際しての参考事項について、お願い方々お知らせするものです。

選挙運動用通常葉書について、不明な点等がございましたら、日本郵便株式会社伊那郵便局へお問い合わせください。

令和5年3月

日本郵便株式会社伊那郵便局

## 【目次】

<b>1 選挙運動に使用する通常葉書について</b>	
(1) 選挙運動用通常葉書の使用枚数制限	3
(2) 選挙運動用通常葉書の準備	3
(3) 「選挙」の表示	3
<b>2 選挙葉書の無料交付・「選挙」表示について</b>	
(1) 選挙葉書の無料交付・「選挙」表示を行う郵便局	4
(2) 選挙葉書の無料交付	4
(3) お手持ちの通常葉書への「選挙」の表示	4～6
(4) 書き損じ葉書に対する選挙用の表示	6
(5) 選挙葉書の返還	6
(6) 選挙葉書の再交付	6
<b>3 選挙葉書の差出方法等について</b>	
(1) 選挙葉書の差出先	7
(2) 選挙郵便物の取扱時間	7
(3) 選挙葉書を一度に大量に差し出される場合	7
(4) 選挙葉書の早期差し出し	8～9
(5) 選挙葉書のあて名の記載	10
(6) 選挙葉書の特殊取扱の禁止	10
(7) 選挙葉書の使用期間	10
(8) 選挙葉書の再差し出し	10～11
(9) 無投票当選確定選挙の扱い	11
(10) 選挙終了後、返還される書損葉書	11
<b>4 差出票の使用方法について</b>	
(1) 差出票の制限枚数	12
(2) 差出票の記載方法	12～13
(3) 1回の差し出しで200枚以上の選挙葉書を差し出す場合	13
(4) 差出票の設欄(行)が不足する場合	14
<b>5 その他</b>	
(1) 選挙事務所の開設及び移転の連絡	14
(2) ご不明な点のお問い合わせ	14
<b>付録(様式例)</b>	
選挙運動用通常葉書受領証	15
候補者用使用証明書	16
選挙運動用通常葉書差出票	16

# 1 選挙運動に使用する通常葉書について

## (1) 選挙運動用通常葉書の使用枚数制限

選挙運動用通常葉書（以下、「選挙葉書」といいます。）は、候補者1人当たり、次に掲げる枚数を使用することができます。

【公職選挙法 第142条】

選挙区分	使用枚数
町村長	2,500枚
町村議会議員	800枚

## (2) 選挙運動用通常葉書の準備

選挙葉書として使用する通常葉書は、選挙運動の期間内に限り、郵便局から無料で会社製葉書の交付を受ける、もしくは、候補者のお手持ちの通常葉書（会社製葉書・私製葉書いずれも可）をご利用いただけます。

なお、選挙葉書として差し出す葉書については、会社製葉書・私製葉書いずれも「選挙」の表示を行い、選挙葉書として使用します。

## (3) 「選挙」の表示

選挙葉書の表面左側上部（横長に使用するときには右側上部）に、さびききょう色（平常、一般の郵便物の消印に使用している色。）で選挙専用の表示を行い、選挙葉書として使用します。

【公職選挙郵便規則 第2条】

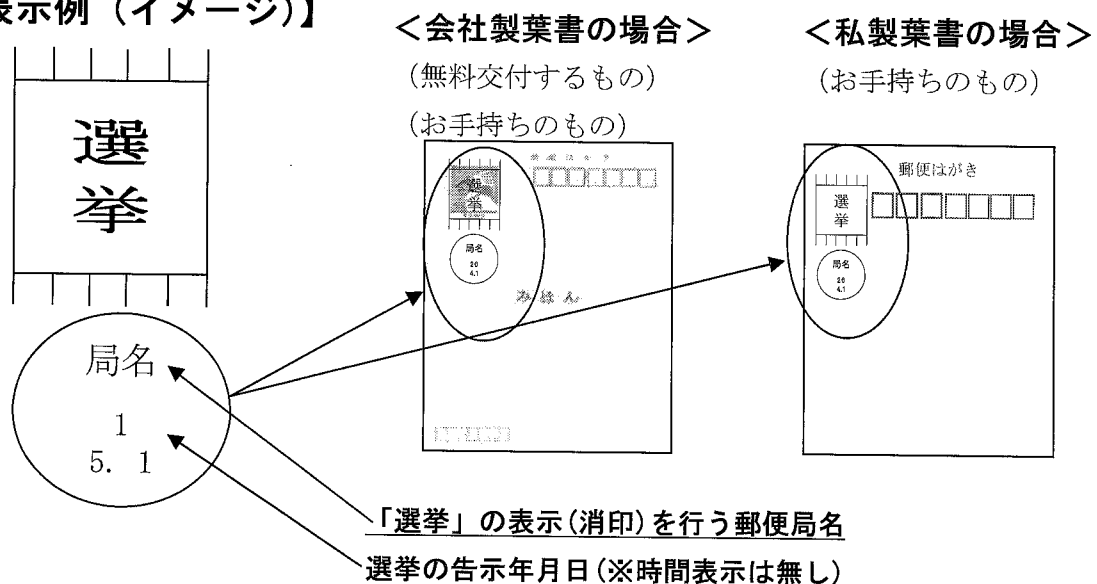
### ア 無料交付する当社製葉書の場合

無料交付する当社製葉書については、交付する際に「選挙」の表示を行い、お渡しします。

### イ お手持ちの通常葉書（会社製・私製いずれも可）の場合

お手持ちの通常葉書については、あらかじめ候補者において用意した通常葉書に、「選挙」の表示を行います。

## 【表示例（イメージ）】



## 2 選挙葉書の無料交付・「選挙」表示について

### (1) 選挙葉書の無料交付・「選挙」表示を行う郵便局

町議会選挙に係る選挙葉書（会社製葉書）の無料交付及び通常葉書への「選挙」の表示を行う郵便局は、伊那郵便局です。この他の郵便局では無料交付及び「選挙」の表示は行いません。

#### 【無料交付・「選挙」表示を行う郵便局】

日本郵便株式会社 伊那郵便局

〒396-8799 住所：伊那市坂下3297

### (2) 選挙葉書の無料交付

選挙葉書（当社製葉書）の無料交付を受ける場合は、選挙長の発行する「候補者用使用証明書」（以下、「証明書」といいます。）を項番2(1)の郵便局窓口へ提示し、「選挙運動用通常葉書受領証」（以下、「受領証」といいます。）と引き換えに選挙葉書の交付を受けてください。

#### ア 証明書について

この証明書は、「選挙」の表示を行った選挙葉書の枚数を管理するものであり、選挙葉書（会社製葉書）の無料交付を受ける場合は、必ず持参してください。

当郵便局では、提示された証明書に「局名」「月日」「交付」の文字及び「交付枚数」を記入し、取扱者印を押印して選挙用の表示をした選挙葉書（会社製葉書）をお渡しします（「局名」及び「月日」の記入に代え、通信日付印によることもあります。）。

#### イ 受領証について

この受領証は、「選挙」の表示を行った選挙葉書（会社製葉書）の無料交付と引き換えに郵便局で保管するもの

ですので、必ず持参してください。  
なお、受領証の様式は適宜で結構ですが、立候補者又は選挙事務長の記名捺印が必要です。

【公職選挙郵便規則第2条】

#### ウ その他

会社製葉書の無料交付を受ける場合は、できるだけ早めに日時等を項番2(1)の郵便局へご連絡ください。

また、無料交付について不明な点等についても同様にお問い合わせください。

### (3) お手持ちの通常葉書への「選挙」の表示

選挙葉書（会社製葉書）は、項番1(1)の枚数を無料で交付しますが、この規定枚数の全部又は一部の交付を受けず、その代わりに候補者のお手持ちの通常葉書（会社製・私製いずれも可）を選挙葉書として使用される場合は、その葉書と「証明書」を項番2(1)の郵便局窓口に提示し、「選挙」の表示を受けてください。

【公職選挙郵便規則第3条】

#### ア お手持ちの「会社製葉書」を選挙葉書とする場合

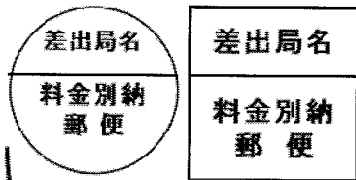
お手持ちの当社製葉書（候補者において購入した会社製葉書）を選挙葉書として使用することもできますが、この場合、料額印面（63円）は無効となってしまうので、無料交付の申請を行うか、私製葉書のご使用をお勧めいたします。

イ お手持ちの「私製葉書」を選挙葉書とする場合

(ア) 私製葉書には「料金別納」「料金計器別納」又は「料金後納」の表示のないものをご使用ください。

また、私製葉書には郵便切手を貼り付けないでください。

料金別納表示(イメージ)



料金後納表示(イメージ)



料金計器別納表示(イメージ)



これらの表示をしないでください

切手をちょう付しないでください

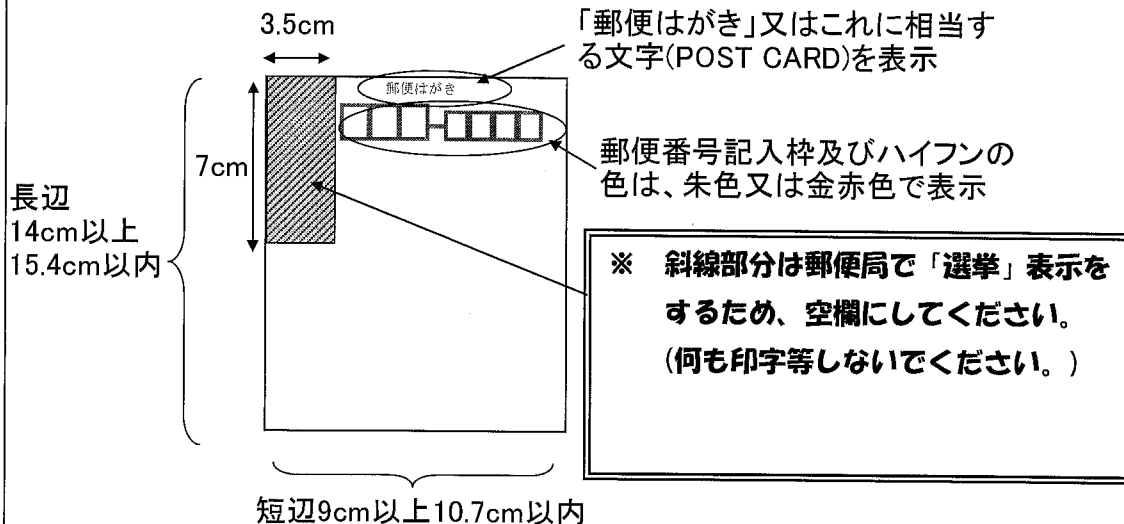
切手(63円)



(イ) 私製葉書の規格は、下記を参考に、内国郵便約款に定められた規格・様式により作製してください。

【内国郵便約款第23条・25条】

- ① 大きさは、長辺14センチメートル以上15.4センチメートル以内、短辺9センチメートル以上10.7センチメートル以内の長方形の紙であること。
  - ② 紙質及び厚さは、当社発行の郵便葉書と同等以上であること。
  - ③ 重量は、2グラム以上6グラム以内であること。
  - ④ 表面の色彩は、白色又は淡色であること。
  - ⑤ 表面の上部又は左側部(横に長く使用するものにあつては、右側部)の中央に「郵便はがき」又はこれに相当する文字を明りょうに表示したものであること。
  - ⑥ 郵便番号記入枠及びハイフンの色は、朱色又は金赤色で表示すること
- ※ 「選挙」表示箇所内にあて先等の記載があり、明瞭に「選挙」の表示が行えない場合、引受をお断りする場合があります。



注1 選挙葉書の表面に記載できる事項及び他の物を添付することができる範囲等については、いろいろな制限規定等がありますので、印刷等に際しては、あらかじめ項番2(1)の郵便局と十分な打合せを行ってください(特に葉書を横長に使用する場合は、必ずお確かめください。)

注2 お手持ちの葉書に候補者の顔写真等を印刷される場合、位置によっては、「選挙」の表示により不鮮明となる場合があります。

注3 選挙葉書に「選挙」の表示を行った後、一旦持ち帰って印刷・あて名書き等を行い、改めて差し出すこともできますし、あらかじめ印刷・あて名書き済みの手持ち葉書を持ち込み、「選挙」表示後に直ちに窓口へ差し出すことも可能です。

なお、「選挙」の表示をしてお渡しするまでには、若干の時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

#### (4) 書き損じ葉書に対する選挙用の表示

選挙運動のために使用する「選挙」の表示を行った葉書を、間違えて印刷、書き損じ又はき損じた場合(以下、「書損葉書」といいます。)は、**その書損の枚数に限り、お手持ちの別の通常葉書(会社製・私製いずれも可)**を選挙運動のために使用することができます。

この場合は、その手持ちの通常葉書に「選挙」の表示を行いますので、項番2(1)の郵便局窓口、「書損等した葉書」及び「証明書」を提示し、新たに「選挙」の表示を受けてください。

なお、書損等のため提示された葉書は、選挙運動期間中は郵便局で保管します。

【公職選挙郵便規則第6条】

#### (5) 選挙葉書の返還

選挙葉書の交付を受けた後、候補者を辞退したときは、その葉書全部に証明書を添えて、項番2(1)の郵便局に至急返還してください。

ただし、選挙運動に使用したためその全部を返還することができない場合は、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて、残部をお返しくください。

なお、証明書は、その余白に返還枚数を記載し、かつ、通信日付印を押印してお返しします。

【公職選挙法 第177条】

#### (6) 選挙葉書の再交付

候補者を辞退した後、再び立候補したときは、選挙葉書の再交付を請求することができます。この場合は、項番2(1)の郵便局に証明書を提示して請求していただければ、先に返還された通常葉書を再交付します。

【公職選挙郵便規則 第4条、第5条】

### 3 選挙葉書の差出方法等について

(1) 選挙葉書の差出先

選挙葉書は、必ず配達事務を取り扱っている、下記日本郵便株式会社の郵便局窓口（ゆうゆう窓口）に、選挙長が発行する「選挙運動用通常葉書差出票」（以下「差出票」といいます。）を添えてお出してください。

なお、選挙葉書は、ポストへ投入（差し出し）すると差出人にお返しすることになりますので、ご注意ください。

【公職選挙郵便規則 第8条】

(2) 選挙郵便物の取扱時間

下記、配達事務を取り扱う郵便局の「ゆうゆう窓口」でお取り扱いします。

【長野県】

配達事務を取り扱う郵便局名 (長野県内)	選挙郵便取扱時間		
	平日	土曜日	日曜・休日
長野中央、松本	午前9時から 午後7時まで	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後12時30分まで
長野東、上田、松本南、飯田	午前9時から 午後7時まで	午前9時から 午後3時まで	お取扱い できません
長野南、須坂、飯山、信州中野、佐久、 小諸、千曲、穂高、大町、豊科、伊那、 茅野、諏訪、岡谷、駒ヶ根、下諏訪	午前9時から 午後7時まで	お取扱い できません	
塩尻	午前9時から 午後6時まで		
木曾福島	午前9時から 午後5時まで		

(3) 選挙葉書を一度に大量に差し出される場合

選挙葉書の差し出しに当たり、一度に大量に差し出される場合は、できるだけ、100枚又はその端数ごとに束ねていただくとともに、事前に差出予定日時を郵便局にお知らせください。

また、郵便番号別に区分けしていただきますと、早く送達することができますので、ご協力をお願いします。

(4) 選挙葉書の早期差し出し

**選挙葉書はできるだけ早く差し出していただきますよう、お願いします。**

選挙郵便物を選挙期日に切迫して差し出されると、選挙運動期間内（選挙期日の前日まで）に配達できないことがあります。

この場合、選挙葉書としての効果が無くなるだけでなく、公職選挙法違反に問われる恐れもありますので、選挙葉書は遅くとも選挙期日の前日の配達便（※）に間に合うよう、十分余裕を持って差し出してください。

仮に、投票日の前日までに配達できないことが明らかな場合は、郵便局窓口において引き受けをお断りすることがあります。

※選挙葉書を差し出した郵便局以外の郵便局で配達するものについては、その郵便局までの送達所要日数を見込んでください。  
 なお、送達所要日数等については、最寄りの郵便局へご照会ください。

おって、普通扱いとする郵便物の配達頻度の緩和（土曜日配達の休止）や送達速度の緩和（翌日配達の廃止）等を内容とする郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号。以下「改正法」といいます。）の施行に伴い、2021年10月以降、同法を踏まえた各種対応を実施しております。

普通扱いとする郵便物について、土曜日配達を休止する等、取扱いを変更しておりますので、これを踏まえ、早期差し出しをお願いいたします。

《改正法を踏まえた対応》

- 通常葉書など普通扱いとする郵便物について、金曜日までにお届けするためには、原則として水曜日（おおむね17時。時刻は郵便局ごとに異なります。）までに差し出していただく必要があります。それ以降は翌週の配達となります（2021年9月時点の翌々配地域宛の場合は火曜日（おおむね17時）まで）。

<見直し後の普通扱いとする郵便物の取扱いイメージ：2021年9月時点の翌配地域の場合>

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日 差し出し	差し出し	⇒ (お届け 日数繰下 げ)	配達	-	-	-
木曜日 差し出し	-	差し出し	⇒ (お届け 日数繰下 げ)	⇒ (土曜日 の 休配)	⇒ (日曜日 の 休配)	配達
金曜日 差し出し	-	-	差し出し	⇒ (土曜日 の 休配)	⇒ (日曜日 の 休配)	配達

- 選挙運動用通常葉書についても、今回のサービスの見直しの影響を受けますが、改正法の附帯決議等を踏まえて、次のとおり取り扱います。

選挙表示等にお時間をいただくため、引き続き、候補者様には、早期差し出しのご協力をお願いいたします。



<見直し後の選挙運動用通常葉書の取扱いイメージ：2021年9月時点の翌配地域の場合>

	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
水曜日 差出し	差出し	⇒	金曜日ま でに配達	-	投票日	-
木曜日 差出し	-	差出し	⇒	土曜日ま でに配達		-
金曜日 差出し	-	-	差出し	配達		-

※ 同時に大量の差出しがあった場合は、選挙表示等にお時間をいただくため、翌日に差し出されたものとして取り扱う場合があります。

※ 選挙運動用通常葉書は、選挙運動期間内に配達するため、他の郵便物とは別にして取り扱いますが、差出しのタイミングや通数によっては差出し日の翌日（配達予定日の前日）の配達となる場合があります。

《参考：お届け日数の繰り下げについて》

○ おおむね 17 時までの差出し（2021 年 9 月時点の翌配地域の場合）

引受日	配達曜日	
	変更前	変更後
月曜日	火曜日	水曜日
火曜日	水曜日	木曜日
水曜日	木曜日	金曜日
木曜日	金曜日	月曜日
金曜日	土曜日	月曜日
土曜日	月曜日	火曜日
日曜日	月曜日	火曜日

○ おおむね 17 時までの差出し（2021 年 9 月時点の翌々配地域の場合）

引受日	配達曜日	
	変更前	変更後
月曜日	水曜日	木曜日
火曜日	木曜日	金曜日
水曜日	金曜日	月曜日
木曜日	土曜日	月曜日
金曜日	月曜日	火曜日
土曜日	月曜日	火曜日
日曜日	火曜日	水曜日

(5) 選挙葉書のあて名の記載

あて名が明確でない場合、調査に日数を要して配達が遅れたり、返還されることになる場合があります。

**あて名は詳細かつ、明瞭に書いていただくとともに、郵便番号（7桁）も忘れずに書いていただくよう、ご協力ください。**

注1 同居人、間借人の場合は、その肩書き（世帯主の氏名）を漏らさずに記入してください。

注2 アパート居住者の場合は、そのアパート名を、団地等については棟番号・室番号（各戸の番号）を漏らさずに記入してください。

注3 新住居表示制度の実施により、町名、地番が変更されている区域にあてて差し出す際は、必ず新しい町名、地番を正しく記載してください。

【住所の記載例】

【一般の場合】

	(町名)	(街区符号)	(住居番号)
〒〇〇〇-〇〇〇〇 △県 ×市 ☆☆町1丁目		2番	3号
〒〇〇〇-〇〇〇〇 △県 ×市 ☆☆町1丁目		2	— 3

【団地等の場合】

	(町名)	(街区符号)	(住居番号)	(各戸の番号)
〒〇〇〇-〇〇〇〇 △県 ×市 ☆☆町□丁目		4番	5号	— 678

	(町名)	(住居番号)	(各戸の番号)
		(棟番号)	(各戸の番号)
〒〇〇〇-〇〇〇〇 △県 ×市 ☆☆団地		5	— 678

(6) 選挙葉書の特殊取扱の禁止

選挙葉書は、書留又は速達等の特殊取扱として差し出すことはできません。

(7) 選挙葉書の使用期間

選挙葉書は、当該選挙の選挙運動期間内に限り、これを使用することができるものであり、この期間を経過して差し出された場合は、引き受けできません。

なお、未使用となった選挙葉書については、郵便局では回収いたしませんので、候補者様において処分等を行ってください。

【公職選挙郵便規則 第7条】

(8) 選挙葉書の再差し出し

あて名不完全等の理由により配達できず、一旦差出人へお返しした選挙葉書のうち、当該郵便物の受取人の氏名及び住所(又は居所)を訂正し、再度この選挙葉書を使用して差し出される場合は、返還印等を抹消し、その表面の見やすいところに「再差し出し」と朱書きする等、再差し出しであることを明らかにした上、差し出してください。

なお、この場合は、この枚数も差出枚数に加算されますので、新たに差し出す場合と同様に、差出票を添えて郵便局窓口へ差し出してください。

注 差し出し済み葉書の合計枚数が、公職選挙法に規定する枚数(項番1(1))の範囲内である場合に限り、再差し出しはできますが、この制限枚数を超えて差し出すことはできません。

**【例】法定枚数：2, 500枚の場合**

2, 400枚が既に差し出し済みで、残り100枚が未差し出しである場合、その残り100枚の範囲内に限り、再差し出しができます。

仮に既に2, 500枚を差し出し済みである場合は、再差し出しすることはできませんので、ご注意ください。

(9) 無投票当選確定選挙の取扱い

当該選挙が無投票となった以降は、選挙葉書はお引き受けできませんので、ご了承ください。また、疑義がある場合は、選挙管理委員会にお問い合わせ願います。

(10) 選挙終了後、返還される書損葉書

選挙終了後、郵便局からお返しする書損葉書は、当社発行の新しい郵便葉書と交換することはできませんのでご了承ください。

## 4 差出票の使用方法について

選挙葉書を郵便局窓口へ差し出す際に、必ず選挙長が発行する「**差出票**」を添えて差し出していただきますが、差出票の使用方法についていろいろな決まりがありますので、十分にご注意ください。

なお、選挙葉書の差し出しを推薦者又は知人にご依頼される場合には、特にご注意いただくよう、お願いします。

### (1) 差出票の制限枚数

差出票 1 枚当たりの選挙葉書の差出制限枚数は、次に掲げる枚数です。

選挙区分	差出制限枚数
町村の長、町村の議会議員	100 枚

町村の長、町村の議会議員の場合は、差出票 1 枚につき、選挙葉書の差出枚数の累計が 100 枚になるまで、その差出票を使用してください。

1 回の差出枚数が 100 枚を超える場合、あるいは、差出枚数の累計が 100 枚を超えた場合は、その超える分の枚数について、新しい差出票を使用してください。

### (2) 差出票の記載方法

差出票の「差出枚数」欄には、1 回の差し出しごとの差出枚数を記載し、「差出合計数」欄には、その差出票による差出枚数の累計（差出時までの分の累計）を記載してください。

なお、差出枚数及び差出合計数を誤記した場合は、下記注 1 のとおり、差出人の訂正印を必ず押印してください。

#### 【記載例】

(作成例：選挙運動用通常葉書差出票)

選挙運動用通常葉書差出票			
差出票番号	第 ●●●●● 号		
発行者氏名	●●● 選挙選挙長		●●●●●●●● 印
候補者氏名	●●● 選挙 ( ●●● 区 ) 候補者 ●●●●●		
この差出票による差出制限枚数			100 通
差出月日	差出枚数	差出合計数	備考
10.8	30	30	日付印
10.9	70	100	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">差出人の訂正印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「確認」の文字（朱記）を記入し、正当数値を朱線で囲む</li> <li>・郵便局の取扱責任者が押印</li> </ul> </div> </div>			
注 備考欄は、日本郵便株式会社で使用する欄ですから記入しないでください。			

注1 差出枚数及び差出合計数を誤記した場合は、必ず訂正印を押してください。

郵便局では、正当枚数を朱線で囲み、「確認」と記載の上、郵便局の取扱責任者印を押印します。

注2 差出合計数（累計）が100枚に達するまで、この差出票はお持ち帰りください。

なお、差出合計（累計）が100枚に達したら、新しい差出票を使用してください。

（100枚に達した差出票は、郵便局で保管しますのでお返ししません。）。

(3) 1回の差し出しで200枚以上の選挙葉書を差し出す場合

1回の差し出しで200枚以上を差し出す場合、1枚目の差出票の最初の記入欄（行）に100枚未満の端数を除いた全枚数を記入し、差出合計数欄に差出人の押印の上、差し出すことができます。

この場合、100枚の整数倍となる枚数分の差出票の枚数を一緒にとじ合わせ（差出票1枚で100枚分です。）、2枚目以降にとじ合わせた差出票の枚数記入欄は朱色の斜線を引いてください。

なお、上記の差出方法により差し出す場合は、100枚未満の端数は記入できませんのでご注意ください。

【記載例】

1回の差し出しで、400枚差し出す場合

（差出票1枚＝100枚 … 4枚の提示が必要）

差出票  
4枚

選挙運動用通常葉書差出票			
差出票番号	第	※※※※※	号
発行者氏名	※※※	選挙選挙長	※※※※※ 印
候補者氏名	※※※	選挙(※※※区)候補者	※※ ※※
この差出票による差出制限枚数			100通
差出月日	差出枚数	差出合計数	備 考
9月20日	400	400	郵便局 24.9.20 12-18
	4枚	印	

注 備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄です。記入しないでください。

この場合、差出票を4枚提示し、1枚目の差出票の最初の記入欄（行）に100通未満の端数を除いた全通数を記載。差出合計数欄に差出人印を押印します。

2枚目以降にとじ合わせた差出票については、朱色の斜線を引きます。

2枚目以降の差出票

選挙運動用通常葉書差出票			
差出票番号	第	※※※※※	号
発行者氏名	※※※	選挙選挙長	※※※※※ 印
候補者氏名	※※※	選挙(※※※区)候補者	※※ ※※
この差出票による差出制限枚数			100通
差出月日	差出枚数	差出合計数	備 考

注 備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄です。記入しないでください。

#### (4) 差出票の設欄（行）が不足する場合

1回の差出枚数が僅少で、差出票の設欄（行）を全部使用してもなお、差出制限枚数（100枚）に達しないことが予想される場合は、次のいずれかの対応を行ってください。

- ア 差出票の設欄（行）の当初又は途中から、設欄（行）を適宜分割して使用する。
- イ 表面下部余白に「裏面設欄」と記載し、差出票の裏面に設欄（行）を設けて使用する（ただし、紙を貼り付けて使用することは認められません。）。

## 5 その他

### (1) 選挙事務所の開設及び移転の連絡

選挙事務所を開設された場合は、最寄りの郵便局にご連絡の上、選挙葉書の差出方法等について十分打合せていただき、間違いのないようお願いいたします。

また、選挙事務所を移転された場合、最寄りの郵便局へご連絡ください。

### (2) ご不明な点の問い合わせ

選挙葉書のご利用についてご不明の点がありましたら、下記へお問い合わせください。

また、お問い合わせの際は、直接責任者（選挙担当）へお尋ねいただきますよう、お願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

日本郵便株式会社

伊那郵便局 郵便部

電話番号：0265-72-8255

選挙担当：渡澤 俊幸

下原 翔太

作成例

令和 年 月 日

日本郵便株式会社  
伊那郵便局長 様

候補者  
⑩

選挙運動用通常葉書受領証

下記のとおり受領しました。

選挙運動用通常葉書 \_\_\_\_\_ 枚

ただし、令和 年 月 日告示による次の公職選挙に  
使用するもの

公 職 選 挙		公 職 選 挙	
	衆議院（小選挙区選出）議員		市長（東京23区の区長含む）
	参議院（比例代表選出）議員		市議会（東京23区の区議会を含む）議員
	参議院（選挙区選出）議員		町村長
	都道府県知事		町村議会議員
	都道府県議会議員		

◆候補用使用証明書（見本）

※選挙長が発行する様式であり、記載内容は若干相違する場合があります。

第 号			
候補者用通常葉書使用証明書			
選挙区 候補者氏名			
上記の者は、令和 年 月 日執行の 選挙の候補者であって、 公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができるものである ことを証明する。			
令和 年 月 日 選挙			
選挙長			印
この証明書による使用制限枚数			※ 枚
選挙用の表示をする営業所名			※ ※ 郵便局
営業所名 及び月日	区 別	枚 数	取扱者印 備 考

◆選挙運動用通常葉書差出票（見本）

※選挙長が発行する様式であり、記載内容は若干相違する場合があります。

選挙運動用通常葉書差出票			
差 出 票 番 号	第 ※※※※※※ 号		
発行者氏名	※※※ 選挙選挙長 ※※※※※※		印
候補者氏名	※※※ 選挙( ※※※ 区)候補者 ※※ ※※		
この差出票による差出制限枚数			100通
差出月日	差出枚数	差出合計数	備 考

注 備考欄は、郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所で使用する欄ですから記入しないでください。